

長久手市もえるごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務委託  
(①・④地区)に係るプロポーザル評価基準等及び審査方法

長久手市もえるごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務委託(①・④地区)に係るプロポーザル実施にあたっての、評価基準等及び審査方法については、次のとおりとする。

1 評価基準等

別紙のとおり

2 市が提案を求める事項

ごみの散乱の清掃、不適切に排出されたごみへの対応、ごみの減量化等、本業務においては課題が山積している。以下の3点についてその対策を明記すること。

- (1) 収集運搬業務の効率化について提案すること。
- (2) ごみの減量化を図るためにしうる方策についての提案すること。
- (3) その他、課題の解決に資する企画提案

3 審査方法

- (1) 審査は、長久手市もえるごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務委託(①・④地区)プロポーザル選定委員会で行う。審査方法は、企画提案書等の書類、プレゼンテーションについて予め定めた評価基準および配点に基づいて評価を行う。
- (2) 委員ごとに、各企画提案者に対して付けた評価点の合計を算出することで、全企画提案者の採点順位をつけ、各委員の採点順位1位の数が最も多い企画提案者を受託候補者に選定する。
- (3) 各委員の採点順位1位の数が最も多い提案者が2以上となった場合は、全委員の採点を合計した点数の最も多い提案者を受託候補者に選定する。
- (4) 全委員の採点を合計した点数の最も多い提案者が2以上となった場合は、次の方法により順位を決定する。
  - ア 評価項目(運営体制・実施計画)の点数が最も高いものを最優秀提案事業者とする。
  - イ アも同点の場合は、見積書の金額が低い者を最優秀提案事業者とする。
- (5) 各委員の採点において、60点を最低基準とし、それ以上の点数を得た提案者の中から最優秀提案事業者を決定する。
- (6) 最低基準点以上の者がいなかった場合は、最優秀提案事業者の決定は行わない。

長久手市もえるごみ及びプラスチック製容器包装収集運搬業務委託（①・④地区）に係る  
プロポーザル評価基準

| 項目            | 具体的な評価内容                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 配点  | 採点 |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|----|
| 事業者の状況・実績     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |    |
| 事業者の状況        | ① 事業所から長久手市内へのアクセスの良さ<br>② 自社保有車両の比率<br>※リース車両又はレンタル車両は自社保有とは認めない。<br>・積載量ごとに自社保有車両の台数を記載すること。                                                                                                                                                                                                         | 10点 |    |
| 収集運搬実績        | ① 過去10年間の自治体が行う収集運搬業務の受託実績<br>・個別収集又は集積所収集等の収集方法、受託期間及び収集品目等を具体的に記載すること。<br>・特に直近5年間の実績を記載すること。                                                                                                                                                                                                        | 10点 |    |
| 運営体制・実施計画     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |     |    |
| 車両配備計画        | ① 委託業務で使用する車両台数、予備車両の有無、車種、積載量等について記載のこと。リース車両又はレンタル車両を使用する場合は、その内容について明記すること。<br>② 日常的な車両点検の実施方法について記載すること。<br>③ 仕様書中の別紙1「収集区域一覧」と別紙2「もえるごみ及びプラスチック製容器包装の排出量及び世帯数等」をもとに、現段階において想定する収集の手順とその作業時間を根拠を示しながら記載すること。<br>④ 車両故障等による収集遅延についての予防対策について提案すること。<br>⑤ 《実際に》車両故障や事故が発生した場合を想定して、その対策方法について記載すること。 | 15点 |    |
| 安定的かつ着実な業務の継続 | ① 準備期間における委託業務従事者への研修方法について記載すること。<br>② 狭あい道路等道路状況に対応した収集方法を記載すること。<br>③ 過積載防止対策について記載すること。<br>④ 従事者全員の熱中症対策について記載すること。                                                                                                                                                                                | 10点 |    |
| 交通安全対策        | 交通事故を未然に防ぐために行う対策について、「人」と「車両」の両面から記載すること。                                                                                                                                                                                                                                                             | 5点  |    |
| 人員配置計画        | ① 委託業務従事者の一般廃棄物収集運搬・処分業者受講状況・方針について明記すること。<br>② 委託業務従事者の正規社員の比率、経験者の比率、予備人員の配置方法について記載すること。<br>③ 安定的な人員の配置のための方策を明記すること。<br>④ 社内研修制度及びその内容について記載すること。<br>⑤ 社内情報共有方法について記載すること。                                                                                                                         | 15点 |    |
| 連絡体制          | ① 収集作業時間中、市民からの収集漏れの依頼・指摘等による収集車の位置確認必要となることが想定されるため、市との円滑な連絡が可能                                                                                                                                                                                                                                       | 5点  |    |

|      |                                                                                                                                                                                             |     |  |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--|
|      | <p>となる対策について記載すること。</p> <p>② 休日や夜間など、緊急時の市との円滑な連絡方法について記載すること。</p>                                                                                                                          |     |  |
| 企画提案 |                                                                                                                                                                                             |     |  |
|      | <p>ごみの散乱の清掃、不適切に排出されたごみへの対応、ごみの減量化等、本業務においては課題が山積している。これについて、以下の３点についてその対策について明記すること。</p> <p>① 収集運搬業務の効率化について提案すること。</p> <p>② ごみの減量化を図るためにしうる方策についての提案すること。</p> <p>③ その他、課題の解決に資する企画提案。</p> | 15点 |  |
| 見積額  |                                                                                                                                                                                             |     |  |
|      | <p>配点15点×（見積額のうち最低価格/当該見積額）小数点第2位を四捨五入する。</p>                                                                                                                                               | 15点 |  |